

季刊 スケットニュース

SKET NEWS

VOL.36 平成30年【夏号】

TSK

東西商工協同組合

〒108-0014

東京都港区芝4-3-5 岡田ビル

TEL: 03-5442-2277

FAX: 03-5442-2477

ホームページ

<http://tsk-gr.com/>

Sket-Town (組合員専用ページ)

<http://www.sket-town.com/>



contents

- 1 第61期通常総代会開催
- 2 外国人技能実習生日本語弁論大会
- 3 「睡眠不足」は乗務禁止
- 4 高速道路の安全ドライブ

オールドサウス教会 (ボストン) 組合職員撮影

- 5 SKET豆知識
- 6 「仮想通貨」を利用する前に知ってほしい
- 7 マリンレジャーを楽しむために



組合Facebookページ随時更新中!

第61期通常総代会開催

通常総代会にて、予定されていた議案をすべて決議されました。



当日は快晴の青空の下、東西商工協同組合第61期通常総代会が港勤労福社会館にて6/25（月）に開催され、予定されていた全ての議案が滞りなく決議されました。この度の組合の事業活動の概況に関する事項について抜粋し掲載いたします。

当期のわが国経済は、緩やかな回復基調が続いております。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されておりますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意が必要とされるなど、今後の動向は依然として不透明な状況が続いているのが現状です。この様な情勢の中で、弊組合は一貫して、組合員各位の事業経営の向上、改善に資する各種事業の推進に努めて参りました。

まず、ETCカード事業については、昨年4月よりETC2.0車載器搭載車に対する高速道路料金割引の拡大が延長実施され、組合員の事業活動に寄与しております。また本年4月にも上記ETC2.0の割引期間が再延長されています。同時期に車両制限令の違反車両に対する取り締まり運用ルールが従前より厳しくなりました。組合員の事業コスト改善を目的と

して、組合員の事業経営の向上につながるETCコーポレートカードへの移行を積極的に提案した結果利用実績は前年比増となりました。また、組合員へのカード管理の利便性向上を目指して組合基幹システムの開発をスタートさせてサービス面の基盤強化に着手しました。

外国人技能実習生共同受入れ事業は、昨年11月より新法が実施され、弊組合も12月20日には一般監理団体としての認定を受け、期末には在留する実習生数が1,000名を超えるに至りました。一方、外国人建設就労者共同受入れ事業においては一昨年5月より外国人建設就労者の受入れを開始し、期末には25名に至りました。

ご支援、ご協力いただきました組合員各位に深く感謝申し上げます。



当日の様子



総代会終了後に行われた理事会



HPから「SKET NEWS」が閲覧可能

弊組合ホームページにSKET NEWS

閲覧ページを追加致しました。

東西商工

検索



第12回全国外国人技能実習生日本語弁論大会 東京大会が開催されました

2018年6月17日(日)、東京都江東区青海の日本科学未来館に於いて、全国ビジネスサポート協同組合連合会(NBCC)主催の全国外国人技能実習生日本語弁論大会(東京会場)が開催されました。

当日は、受入企業、組合職員、技能実習生合わせて300名近い参加があり、21名実習生がスピーチを発表しました。

公益財団法人 国際研修協力機構 田中常務理事をはじめとする来賓の方々のごあいさつの後、一般社団法人 全国日本語学校連合会 理事長 荒木幹光氏、独立行政法人 国際協力機構 青年海外協力隊技術補完研修講師 花 暁川 氏、全国ビジネスサポート協同組合連合会 会長 高山 泰氏の3名の審査委員の前で、総勢21名の実習生たちが思い思いのテーマで、堂々と日本語のスピーチを披露しました。当組合からは10名の実習生が発表を行い、そのうち3名が上位入賞を果たしました。入賞者は次の通りです。

- 最優秀賞 ター・ティ・フォン・ガーさん
(I株式会社様)
- 優秀賞 ブイ・ティ・トゥイさん
(T株式会社様)
- 優良賞 ブイ・ティ・ビック・リエウさん
(株式会社O様)
- ◆N1合格者 朱 揚恵さん
(株式会社M様)

年々発表者のスキルが上がってきているこの弁論大会ですが、今回は特に誰が入賞してもおかしくないハイレベルな大会でした。その中で、最優秀賞を獲得したガーさんは、「時間が大切」というテーマで、「時間は誰にでも平等に与えられるもだが、貯めておくことが出来ないもの。だから時間を大切にしましょう。」と訴え、聞く人の共感を呼びました。



最優秀賞：ター・ティ・フォン・ガーさん



優秀賞
ブイ・ティ・トゥイさん



優良賞
ブイ・ティ・ビック・リエウさん

また、審査を待つ間、壇上では、沖縄の伝統芸能が披露され、伝統的な踊りを場内一体となって踊るなどして、和やかな雰囲気となりました。その後、昨年12月の日本語能力試験でN1、N2を取得した実習生が壇上で表彰されました。特にN1取得者は、当組合の株式会社M様の実習生 朱 揚恵さんが今回唯一のN1合格者として、壇上に上がり日本語で堂々と挨拶をしました。朱さんは昨年の弁論大会でも最優秀新人賞も取得しております。弁論大会終了後は、恒例となったレストランシーガルに場所を移して懇親会を開催し、食事とジャンケンゲームなどで大いに盛り上がりました。



N1合格者
朱 揚恵さん



当日の会場の様子

6月1日から「睡眠不足」は乗務禁止

国土交通省は、バス・タクシー・トラック事業者に対し、居眠り運転に起因する事故を防止し、また働き方改革を進める観点から、運転者の睡眠時間の確保について、「旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則」ならびに「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正を行い、以下の4点が追加され、2018年6月1日から施行されています。

点呼時における確認報告事項

日常業務点検・その結果
疾病、疲労などの有無確認
酒気帯びの有無確認



睡眠不足の有無確認

- 事業者が乗務員を乗務させてはならない事由等として、「睡眠不足」を追加
- 事業者が乗務員乗務前等に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項として、「睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無」を追加
- 睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無運転者が遵守すべき事項として、「睡眠不足により安全な運転をすることができない等のおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ること」を追加
- 点呼時の記録事項として、睡眠不足の状況を追加

したがって、トラックやバスの運転手は6月から、乗務前に必ず睡眠状態のチェックを受け、睡眠不足の場合は乗務できません。

貨物自動車運送事業法などに基づく省令を改め、事業者がドライバーを乗務させてはなら



ない項目の「疾病」や「疲労」に加え、新たに「睡眠不足」が盛り込まれ、また、事業者は、乗務前に運転手の健康状態や飲酒の有無などを確認する「点呼」の際に睡眠が十分かを確認することが義務となりました。

睡眠時間には個人差があるため具体的な時間についての基準は定められてはいませんが、睡眠不足のまま乗務を許可したと認定されれば運行停止など行政処分の対象となるため、事業者は厳しい対応を求められます。

運転手と対面などでやり取りし、睡眠不足による集中力低下など安全に支障がでる状態にないか丁寧に確認して結果を記録として残さなければならず、また、ドライバー側に対しても、睡眠不足について正直に申告することが義務化されています。

輸送業界は人手不足が深刻で、運転手が過酷な勤務を強いられ睡眠不足による事故も目立つことから国土交通省が事業者への義務化を決めたものです。

事業者もドライバーもお互いが、勇気と責任をもって義務を果たさなければなりません。



高速道路の安全ドライブ 3つのポイント

高速道路は歩行者や自転車が進入できない自動車専用道路のため一般道路よりも安全、と考えているドライバーもいるようです。しかし、高速で走行する自動車がひとたび事故を起こした場合、重大事故となる危険をはらんでいます。

警察庁によれば、平成29年中の高速道路での交通死亡事故の発生件数は、前年に比べ減少しました。過去10年間の月別死者数は、7月～8月の夏場と11月から年末にかけての発生が多くなっています。

【ポイント1 高速道路を利用する前に】

(1) 出発前の十分な点検・整備

走行中に故障が発生しないよう、自動車の定期点検や日常点検をきちんと行いましょう。



(2) 発炎筒や停止表示器材の携行

高速道路を走行する場合には、発炎筒はもちろんですが、三角停止表示板などの停止表示器材を自動車に常備し、使い方も覚えておきましょう。なお、発炎筒には有効期限があるほか、停止表示器材は標準で備え付けられていない場合があるので注意してください。

【ポイント2 走行中のルールとマナー】

1) 追越車線ばかり走らない、左から追い越さない

追越車線（車線が複数ある場合の一番右側の車線）は追越しのための車線なので、追越しが終わったら速やかに走行車線に戻りましょう。追越車線ばかりを走っていると、道路交通法違反となるおそれがあることに加えて、速度超過になりやすく交通事故を引き起こす原因となるほか、渋滞の原因にもなります。また、前の車を追越す際には、左側の走行車線から追い越さないでください。

2) 安全な速度と十分な車間距離を保って走行

道路標識や電光掲示板などに注意して、周囲の状況にあった安全な速度を保ちましょう。事故の発生や気象の変化などによって、危険防止のため臨時の最高速度が指定される場合もあります。また、前の車が急停止した場合に備え十分な車間距離をとってください。目安は時速100キロでの走行時なら100メートル、時速80キロでは80メートルです。尚、路面が濡れていたり、タイヤがすり減っていたりする時は、この2倍程度の車間距離を心がけましょう。更に、急な割り込みやジグザグ運転、車間距離を詰めて異常に追い上げるなどのいわゆる「あおり運転」は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為ですから絶対にやめましょう。周りの車の動きなどに注意し相手の立場について思いやりの気持ちを持って、ゆずり合いの運転をすることが大切です。

3) 逆走しない、駐停車しない、路肩を走らない

目的のインターチェンジを通り越したり、走行中に落し物をしたりするなど、どんな理由があっても逆走をしてはいけません。サービスエリアやパーキングエリアから本線に戻る際に進行方向を間違えないよう注意しましょう。なお、逆走車が現れることがあります。念頭に置いて走行しましょう。

【ポイント3 故障や事故が発生したとき】

- (1) ハザードランプを点灯させ、路肩に停車
- (2) 発炎筒、停止表示器材を後方に設置
- (3) ガードレールの外側など安全な場所に避難
- (4) 発生した故障・事故状況を通報



(参考文献：政府広報オンライン)

季刊 スケットニュース

SKET NEWS

SKET
NEWS

Tidbits

豆知識

夏場の生ゴミ対策に

夏場、生ごみの臭いに困った経験はありませんか。家にあるものでその臭いを消すことができます。それが「お酢」です。まず準備するのは「お酢」「水」「キッチンペーパー」の3つです。最初にお酢1水2の割合の液体を作ります。次にキッチンペーパーをごみ袋の底に敷き、底がキッチンペーパーでしっかり覆わ

れるように敷きます。次にキッチンペーパーの上に、先ほど作った液体をまんべんなくキッチンペーパー全体が濡れるようにかけてください。あとは通常通り生ごみをそのごみ袋に捨てていただくだけです。使うお酢や水の量はごくわずかで、経済的でもありますので一度試してみてください。

「仮想通貨」を利用する前に知ってほしいこと。

●仮想通貨とは

資金決済法において、仮想通貨は、次の性質をもつ財産的価値をいいます。

◆不特定の者に対して、代金の支払いなどに使用でき、かつ法定通貨（日本円や米

国ドルなど）と相互に交換できる



◆電子的に記録され、移転できる

◆法定通貨又は法定通貨建ての資産（プリペイドカードなど）ではない

最近では、日本国内でも大手家電量販店の店頭で仮想通貨が使えるようになるなど、仮想通貨で決済できる店舗等が増えてきており、仮想通貨が身近になりつつあります。仮想通貨交換業者のサービスを利用するにあたっては、次のような点に注意しましょう。

(1) 仮想通貨のリスクを理解する

◆法定通貨ではなく、国家の裏付けはありません

仮想通貨は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではないことを理解しましょう。



◆価値の変動があります

仮想通貨は、通貨の売買や経済状況などに応じて価値が変動する事があります。仮想通貨の価値が上がる事もあれば、急落する場合もあります。上記以外にも、仮想通貨にはその種類ごとに様々なメリットとリスクがあります。利用する際は、慎重に情報を集め、仮想通貨交換業者から詳しく説明を受けましょう。

(2) 仮想通貨交換業者のサービスを利用するときの注意点

仮想通貨交換業者のサービスを利用するときには、次のような点を確認してください。

◆金融庁・財務局の登録を受けた事業者か

仮想通貨交換業は、金融庁・財務局の登録を受けた事業者（登録業者）でなければ行うことができません。登録業者の名称は、随時、金融庁のウェブサイトで公表しています。但し、登録業者が取り扱う仮想通貨であるからといって、リスクがないということではありません。仮想通貨には、価格が急激に低下するリスク等、仮想通貨毎に様々なリスクを十分理解しておきましょう。

◆取引する仮想通貨の内容に関する説明を仮想通貨交換業者から受けたか

仮想通貨交換業者は、利用者に対して取り扱う仮想通貨の仕組みやリスクなどについて説明する義務があります。必ず説明を聞き、仮想通貨の仕組みや価格変動等の取引に伴うリスクなどを十分に理解した上で取引を行うかを判断しましょう。

◆取引内容や手数料などに関する説明を仮想通貨交換業者から受けたか

仮想通貨交換業者は、利用者に対して取引内容（取引金額など）や手数料などを説明する義務があります。必ず説明を聞き、理解した上で取引を行うかどうかを判断しましょう。

◆自分が行った取引の履歴や残高について随時確認しているか

自分が行った取引の履歴や仮想通貨交換業者に預けている金銭や仮想通貨の残高について、しっかりと把握しておくことが重要です。仮想通貨交換業者は、利用者と継続的な取引を行う場合には、最低3か月に1度、利用者に対し、取引の記録や残高について情報提供することが義務づけられています。その内容をきちんと確認しましょう。

(参照：政府広報オンライン)

マリンレジャーを楽しむために

周囲を海に囲まれた日本では、毎年のように、マリンレジャー活動中の事故により死者や行方不明者が出ています。楽しいレジャーのひと時を暗転させないため、マリンレジャーを安全に楽しむためのポイントを、あらためて確認しましょう。

【マリンレジャーの安全対策】

「3つの基本」

基本1 ライフジャケットの常時着用

釣り、磯遊び、水上バイクなどで海に落ちても、ライフジャケットを着用していれば、海面に浮かんで助けを待つことができます。

基本2 防水パック入り携帯電話の携行

マリンレジャーの大半は海浜や沿岸で行われることから、携帯電話やスマートフォンの電波が届くことが多い。防水パック等に携帯電話を入れて携行していれば、事故に遭ったり事故を見聞きしたりした際に助けを呼ぶことができます。

基本3 118番の活用

マリンレジャーの事故に遭ったり事故を見聞きしたりした際は、海上保安庁の緊急通報用電話番号「118」へ電話をしてください。

(参考文献：政府広報オンライン)

・準備運動は念入りに

準備運動を怠ると、海中でけいれんなどを起こして溺れる危険があります。海に入る前には、念入りにストレッチを行いましょう。

・遊泳区域で泳ぐ

遊泳区域以外の場所は、急に深くなったり潮の流れが速かったりして危険なため、泳がない。

・海が荒れているときは泳がない

波が高いときや流れの速いときは危険ですので、絶対に泳がない。

・お酒を飲んだら泳がない

判断力や運動能力の低下により、事故に繋がる危険性が高いので、アルコール類を飲んだら泳がない。

・体調不良のときは泳がない

波や潮の流れがある海での遊泳は、体にかかなりの負担がかかります。特に、過労や睡眠不足のときは泳がない。

・保護者は子供から絶対に目を離さない

保護者が目を離したすきに子供が波にさらわれたり溺れたりする事故が多く発生しています。子供を海で遊ばせるときは絶対に目を離さないようにしましょう。小さな子供には、体に合ったライフジャケットなどを必ず着せましょう。



ご登録内容の変更は事務局までご連絡ください

1.会社の規模が変わった時、資本金や従業員数が共に下記の規定を超えた場合は必ずご連絡下さい。

・製造業その他	… 資本金3億円または従業員300人以下
・卸売業	… 資本金1億円または従業員100人以下
・小売業	… 資本金5千万円または従業員50人以下
・サービス業	… 資本金5千万円または従業員100人以下

2.社名のご変更 3.代表者のご変更 4.ご住所・TEL・FAX等のご変更

5.ご担当者のご変更 6.引落口座のご変更

●届出事項変更届をご提出の際には変更内容が確認できる書類（登記簿謄本等）のご提出をお願いしております。

●届出事項変更届は、組合員企業様専用サイト【Sket-Town】からダウンロードできます。

編集後記

本年は日中平和友好条約締結40周年、日越外交樹立45周年などアジア各国との互いの理解促進に繋がる年となっている。「周年事業」は組織の意義を見つめ直すきっかけとされており、自社の未来と可能性を見つめ、新たな経営ビジョンを策定するケースが増えているとの事。弊組合も昨年の60周年から1周年。改めて「組合員の皆様と共に」を胸に、これからも組合員の皆様へ誌面を通じて様々な情報を的確に提供してまいります。